

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日、  
日曜日、  
日曜日)

## 目 次

◇告 示 健康保険法による指定訪問看護事業者の指定（保険課）

漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の消滅（水産課）

土地収用法による土地の立入り（管理課）

過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の開始（下水道課）

## 告 示

### 鳥取県告示第四百六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条の四第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
医療法人養和会	米子市上後藤一丁目五十一	える・もゝる訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目六〇	平成十年四月一日
医療法人佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一	はまなす訪問看護ステーション	西伯郡中山町田中六四六一	平成十年五月一日

### 鳥取県告示第四百六十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第二号に該当し、同項の規定により次に掲げる加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区の名称	加入区の区域
旧賀露加入区	鳥取市の区域
旧酒津加入区	気高郡気高町大字酒津、大字宝木及び大字奥沢見の区域
旧浜村加入区	気高郡気高町大字八束水及び大字浜村の区域
旧夏泊加入区	気高郡青谷町大字青谷（夏泊に限る。）の区域
旧青谷加入区	気高郡青谷町大字青谷（夏泊を除く。）、大字井手及び大字長和瀬の区域

鳥取県告示第四百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高压架空送電線路 新鳥取連絡線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字東字塚字隠谷上、字隠谷、字隠谷口、字隠谷口西平及び字中尾口、大字西字塚字風呂屋谷、字古屋谷口、字花井皆地上、字荒神谷、字朽木谷及び字柿木谷、大字大背字漆ヶ谷、字龍ヶ谷、字滝ノ谷、字滝ノ谷奥、字下河原、字佐尾皆地、字藤屋根、字藤屋根山、字棚田、字大蔵、字小屋ノ谷、字クビキレ、字徳遠坊、字新田、字山神谷、字小谷、字ツヅラ原奥、字横路下、字カウカ谷奥、字畑谷山、字大宮谷、字畑谷、字宮谷、字陰平、字スケカ谷、字中田上及び字中田、大字三吉字奥サル小屋及び字中サル小屋、大字新見字清見、字清見ノ一、字瀬美谷奥、字瀬美、字細瀬ノ内、字塚向、字新田、字アソフ小セイミ、字塚ノ鼻、字荒田ノ内、字岩尾、字ナラスガキ及び字赤瀬平、大字口字波字コライ谷、字梅ヶ谷、字出合東平及び字細谷、大字三田字水早、字四番ヶ谷、字五番ヶ谷、字杉ノ子、字上鳴尾、字下鳴尾、字バタコ、字茗荷谷、字登リ尾、字入道ヶ鳴及び字砂出シ、大字口波多字ヒジリ小谷、字ドウドウ谷、字東谷、字津田、字津田休ノ下、字津田越ヶ谷、字朽木谷、字漆ヶ谷、字北谷及び字ミノギ並びに大字波多字ミノギオク、字神ヶ道、字寺、字ハタ谷、字ミノギ谷、字牛倉及び字クズレ谷、用瀬町大字安蔵字横谷奥、字アカナメ、字横谷、字本谷及び字西ヶ谷奥、大字屋住字中津美奥、字スゲノ谷、字小谷山、字段奥通り及び字中津美

口並びに大字江波字山権田ヶ谷、字大根木谷、字築ヶ谷、字ガビ谷及び字權太ヶ谷、佐治村大字大井字岩井谷、字松ゴ谷、字南藤原谷、字藤原谷及び字小河原、大字加瀬木字藤原谷、字木谷尾、字一決及び字杉測、大字森坪字小河原、字上小河原、字小谷、字黒ナメ、字山黒ナメ、字ソウガウ、字上打越、字打越及び字下打越、大字高山字屋ブキ、字白谷、字スリ平、字下山カツコウ谷、字狐塚及び字段道、大字津無字瀧谷影平ラ、字瀧谷頭及び字瀧谷日平並びに大字津野字赤ハゲ、字長深、字郎ナル、字栃平、字上ミ栃平、字下栃平、字黒滑、字下多屋敷、字大段ノ上へ、字長沢、字下ダン道、字東ダン道、字西ダン道、字下タ大イゴ、字上ミ大イゴ、字奥長沢及び字東大平並びに河原町大字神馬字瀧谷上分、字馬乗場々、字本坂、字本坂下分、字本坂上分、字池田南分、字池田北分及び字後谷上分、大字小河内字朽ヶ谷、字奥山、字裏坂、字鳥羽及び字俵谷並びに大字北村字兵田山、字船谷ヨリ下笹原、字大休、字鍛冶メ、字屋敷平、字河原畑、字笑出、字向笑出、字鱒淵、字向イ山、字伊勢谷口、字平尾、字八兵衛屋敷、字天王平、字粟谷、字八熊谷、字小谷、字奥谷、字木椈尾、字坂口、字小川下、字中原、字矢イ谷及び字萩原並びに鳥取市上砂見字内ノ谷及び字柏谷山、岩坪字内ノ谷、字惣目田山分、字惣目田、字大瀬戸下、字大瀬戸下山、字大瀬戸上、字大瀬戸、字徳三谷上南、字徳三谷上ミ、字野田、字野田口、字徳三谷上北及び字徳三谷口山、高路字上屋敷、字大谷、字大谷ノ式、字横ノ谷、字横ノ谷奥、字曲リ谷、字曲リ谷奥及び字ウレ谷並びに松上字細谷、字倉見谷、字撫掛ヶ、字口押谷、字土居ノ下、字大坂、字乗淵谷及び字草ヶ谷地内

四 立ち入ろうとする期間

平成十年六月二十六日から平成十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百六十三号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行うので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 公共下水道の名称

江府町特定環境保全公共下水道

二 工事の内容及び区域

内 容	区 域
幹線管渠	日野郡江府町大字佐川字疊岩道下夕、字中河原、字里坊、字スエヒト、字柿木田、字棚田、字砂田、字五反田及び字岡並びに大字小江尾字坂根、字流田下モ、字流田上ミ及び字堂ノ後の各一部
終末処理場	日野郡江府町大字佐川字行岸、字疊岩道下夕及び字峠ノ前の各一部

三 工事開始の日

平成十年六月二十六日